和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

1 条例案の名称

・和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案(仮称)

2 根拠法令等

·児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項

3 条例制定にあたっての国基準

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

4 基準案の考え方

- ① 条例を定めるにあたり、人員・居室面積・人権侵害防止等に関する事項については、厚生 労働省令で定める基準(上記 3 に記載の基準。以下「国基準」という。)に従い(従うべき基 準)、その他の規定は同基準を参酌して(参酌すべき基準)定めることとされているため、基 本的には国基準のとおり定める。
- ② 子どもを取り巻く社会環境等の変化に鑑み、重要だと考える事項については、市独自の基準を設定する。(以下5 ①)

5 基準案の内容

① 市独自に追加する基準

項目	基準
人権擁護の推進	入所児童及び入所女子(以下「入所児童等」という。)の人権を擁護す
	るために、職員に対し研修を実施するとともに、人権擁護推進員を配置
	しなければならない。
危機管理の推進	入所児童等の防災対策及び安全管理を推進するために、非常災害に対す
	る計画等を策定するとともに、危機管理推進員を配置しなければならな
	い。
食育の推進	児童の健康な生活の基本としての食を営む力を育成するため、食育推進
	員を配置しなければならない。 (助産施設は除く)

② その他の基準

市独自基準以外の基準については、国基準で定める基準と同様とする。

6 対象となる施設

助産施設、母子生活支援施設、保育所